

詐欺的投資勧誘に関する 消費者問題についての建議(案)

平成25年8月
消費者委員会

目 次

I . 詐欺的投資勧誘の実態	1
II . 詐欺的投資勧誘の特徴	2
III . 建議事項の概要	4
1 関係法令の執行強化及び制度整備	5
1-1 関係法令の執行強化に向けた措置	5
1-2 制度整備に向けた措置	5
2 犯行ツールに関する取組の強化	6
3 消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化	7

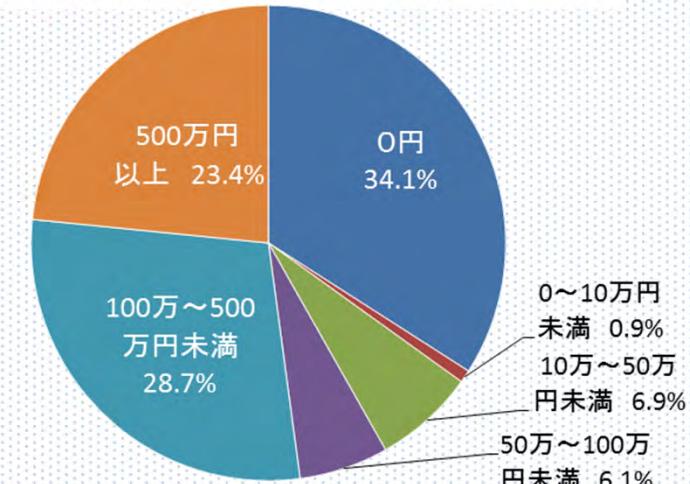
I. 詐欺的投資勧誘の実態

【詐欺的投資勧誘の相談件数の推移】



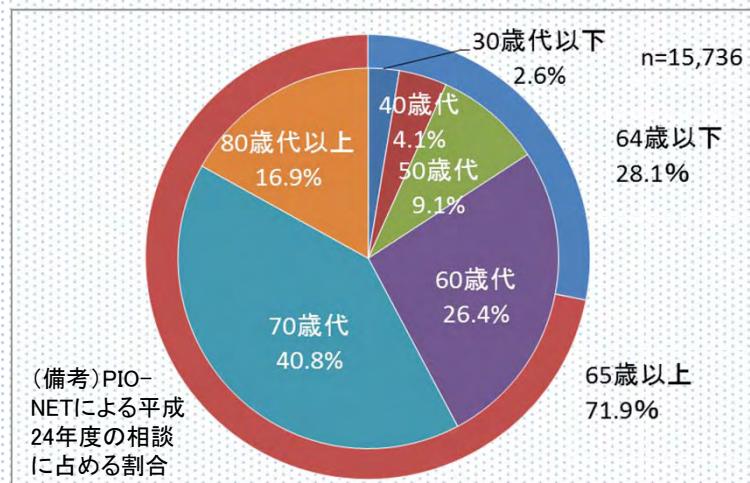
(備考) PIO-NETによる

【詐欺的投資勧誘の支払金額(平成24年度)】



(備考) PIO-NETによる平成24年度の相談に占める割合

【65歳以上の契約者の相談割合(平成24年度)】



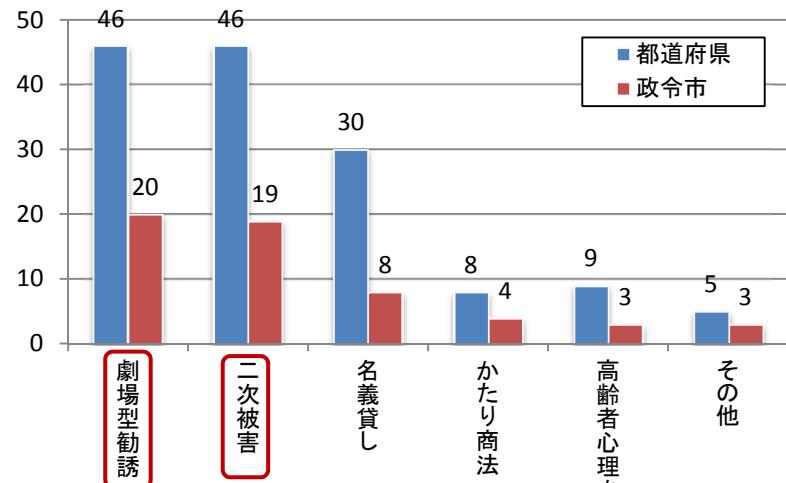
(備考)PIO-NETによる平成24年度の相談に占める割合

【詐欺的投資勧誘の実態】

- 詐欺的投資勧誘に関する相談件数は、平成21年度の約5千件から、23年度には約2万2千件に達し、24年度は約1万6千件に及ぶ。
- 支払金額100万円以上が相談全体の約5割、500万円以上が相談全体の約4分の1を占めている。
- 契約者の約7割は、65歳以上の高齢者である。

II. 詐欺的投資勧誘の特徴 ①

【詐欺的投資勧誘で目立つ手口】



(備考)47都道府県及び20政令市の消費者行政担当課に対する実態調査による

【新たな商材の例】

- 国内で取扱いの少ない「外国通貨」(イラク、アフガニスタン、スーダン、リビア、コンゴ、シリア、イエメン、ウズベキスタン等)(★2010年6月24日(同年度に他4件)、★2011年10月27日、◆2012年3月13日、★2012年9月21日)
- 「水資源の権利」(★2011年3月3日)
- 「温泉付き有料老人ホームの利用権」(★◆2011年4月28日、★2011年6月24日、◆2011年6月24日)
- 「鉱山の採掘、鉱物に関する権利」(◆2011年8月12日、◆2011年10月21日)
- 「CO₂(二酸化炭素)排出権取引」(★2011年9月22日)
- 「カンボジアの土地使用権」(★2012年5月24日)
- 「天然ガス施設運用権」(シェールガス、メタンハイドレート等)(◆2012年7月13日、★2013年5月9日)
- iPS細胞作製に係る特許権の「知的財産分与譲渡権」(◆2012年11月2日)

(備考)★国民生活センター発表情報による ◆消費者庁公表資料による

【詐欺的投資勧誘の特徴 ①】

(1) 劇場型の勧誘

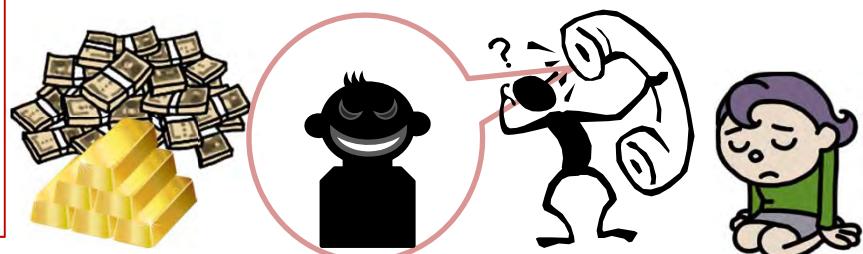
特定の販売業者と通じていると思われる者らが、「高値で買い取る」などと勧めることにより、当該取引が消費者にとって有利であると誤認させ、販売業者と契約させる手口が目立つ。

(2) 二次被害の発生

過去に被害にあった消費者に対し、被害回復等を名目に再び勧誘を行い、被害回復の条件として、手数料の支払いや別の投資商品の購入を求める手口が目立つ。

(3) 商材の多様化

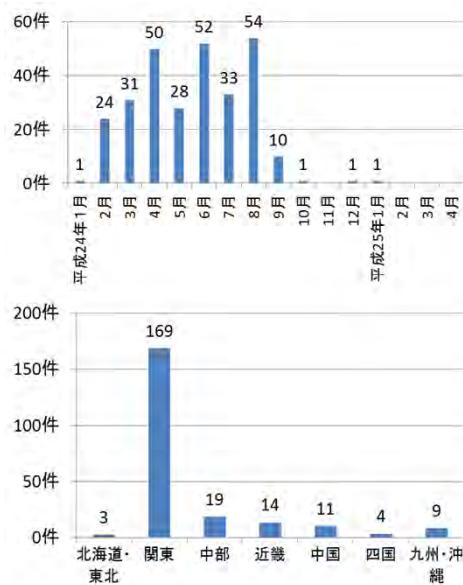
未公開株、社債やファンド持分を商材とした詐欺的勧誘が多い一方で、「温泉付有料老人ホームの利用権」、「天然ガス施設運用権」、「イラク、アフガニスタン、スーダン等の外国通貨」といった新たな商材が次々と現れている。



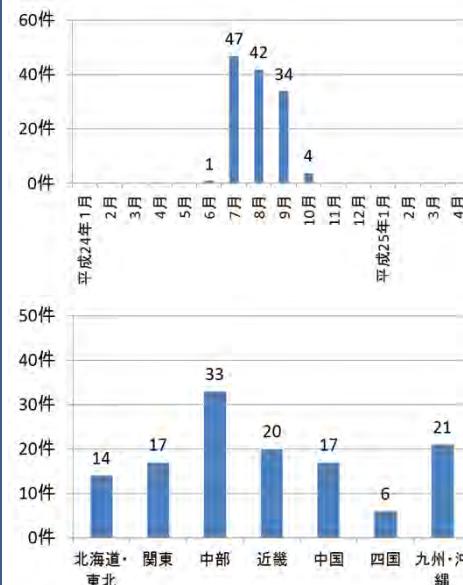
II. 詐欺的投資勧誘の特徴 ②

【月別・地域別相談件数】

【事例1:事業者A】

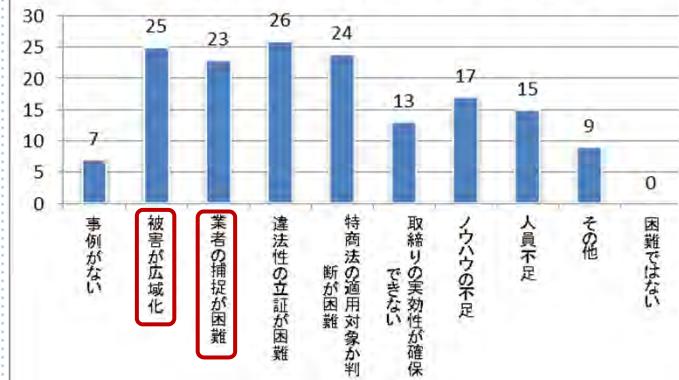


【事例2:事業者B】



【指導・処分実績がない理由】

特商法による指導・処分ができない理由(都道府県)



(備考)47都道府県及び20政令市の消費者行政担当課に対する実態調査による

(備考)PIO-NETによる平成24年度の相談件数の多い事業者のうち、関東集中型の1例(事業者A)と関東非集中型の1例(事業者B)についての月別・地域別件数

【詐欺的投資勧誘の特徴 ②】

(4) 短期・広域的被害の発生

同一の事業者による被害が、一定の期間内に集中している。また、特定の都道府県内にとどまらず、広域に拡大する傾向が見られる。

(5) 事業者の追跡・捕捉の困難性

即座に事業者が所在不明となるケースや、登記簿に記載された本店住所に営業実態がないケースが見られる。



III. 建議事項の概要①

【詐欺的投資勧誘の特徴】

- (1)劇場型の勧誘
- (2)二次被害の発生
- (3)商材の多様化
- (4)短期・広域的被害の発生
- (5)事業者の追跡・捕捉の困難性

詐欺的投資勧誘対策に特効薬はなく、次の施策等を組み合わせ、総動員する必要がある。



【取締り・被害回復】

1. 関係法令の執行強化及び制度整備
 - 1-1. 関係法令の執行強化に向けた措置
 - 1-2. 制度整備に向けた措置

【犯行の抑止】

2. 犯行ツールに関する取組の強化

【被害の未然防止】

3. 消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化

III. 建議事項の概要②

1 関係法令の執行強化及び制度整備

1-1. 関係法令の執行強化に向けた措置

- (1)警察による刑法等関係法令を駆使した利殖勧誘事犯への重点的取締り
【警察庁】
- (2)外觀上「権利取引」であっても、販売代行等の特商法の規制対象となる
「役務取引」への同法の執行 【消費者庁】
- (3)権利取引等すき間事案に対し、消費者安全法に基づく消費者への注意
喚起、多数消費者財産被害事態を発生させた事業者への勧告・命令等
の実施 【消費者庁】
- (4)特商法の執行力強化のため、自治体の執行担当部局における警察との
人的交流や専門家との連携等の推奨 【消費者庁、警察庁】

1-2. 制度整備に向けた措置

- (1)特商法の指定権利制の在り方、又はこれと類似の制度整備の検討
【消費者庁】
- (2)違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度導入の検討推進
(破産手続開始申立て制度、保全命令申立て制度、被害金額返還命令
制度等) 【消費者庁】
- (3)「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例
に関する法律」の成立への努力と成立後の円滑な運用 【消費者庁】

III. 建議事項の概要③

2 犯行ツールに関する取組の強化

(1) 携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認義務等の周知徹底・履行確保、及び違反事業者に対する是正命令・検挙等の実施

【総務省、警察庁】

(2) 預貯金口座、郵便物受取サービス、電話受付代行サービス、電話転送サービスについて、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務の周知徹底・履行確保、及び違反事業者に対する是正命令等の実施

【警察庁、金融庁、経済産業省、総務省】

(3) 郵便・宅配便等による送金防止を図るため、事業者に対し、分かりやすい注意喚起の積極的な実施を協力要請 【総務省、国土交通省】

(4) 代表権を有しない取締役等の登記申請に当たり、その真正に係る実態把握に努め、その結果を踏まえ、要否を含め対応策を検討 【法務省】

III. 建議事項の概要④

3 消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化

- (1) テレビ等の媒体を通じた、高齢者等への情報提供・注意喚起の積極的な実施 【消費者庁、警察庁、金融庁】
- (2) 消費者行政部局、地域包括支援センター、ケアマネージャー等地域の多様な主体の密接な連携による高齢者への注意喚起・見守り体制の普及 【消費者庁】
- (3) 都道府県・都道府県警察における消費者への注意喚起・高齢者の見守りの効果的・先駆的事例を取りまとめ、他の都道府県・都道府県警察へ提供 【消費者庁、警察庁】
- (4) 高齢者宅への通話録音装置の配置による情報・証拠収集の取組を進め、その全国展開を検討
犯行グループから入手した名簿掲載者への積極的な注意喚起の実施 【消費者庁、警察庁】
- (5) ①市民後見推進事業等の成年後見制度に係る自治体の取組への助成制度の周知や取組事例の情報提供等の積極的実施 【厚生労働省】
②判断能力が不十分な者の日常的金銭管理等を支援するため、自治体への助成等による日常生活自立支援事業の普及 【厚生労働省】